

令和5年度第2回広島県青少年健全育成審議会議事録

1 開催日時及び場所

令和5年11月28日（火）10時00分～11時15分

広島県庁本館R階東側 R5会議室（広島市中区基町10-52）

2 委員の現在数及び審議会に出席した委員の数

委員の現在数 10人

出席委員数 8人

3 出席した委員の氏名

秋野成人、生田真紀、板倉妙子、岡原秀樹、戸川喜史、中谷隆、西本哲也、船本夕里亜

4 議題

広島県青少年健全育成条例の改正検討について

5 担当部署

広島県環境県民局県民活動課 TEL (082) 513-2740（ダイヤルイン）

6 会議の内容

(1) 開会

委員総数10名のうち8名が出席し、広島県青少年健全育成審議会規則第3条第3項により、定足数を満たしていることを事務局が確認した。

(2) 議事

ア 議事録署名者の決定

会長が、戸川委員を指名した。

イ 広島県青少年健全育成条例の改正検討について

事務局から、資料1～資料7-2により、説明した。

ウ 意見聴取

（会長）

まず、青少年の性被害防止対策の強化ということで、面会要求行為等の規制と性的な画像等の提供要求行為の規制の2本となっている。規制の具体的な方向性とそれに伴う罰則について、被害状況と他県の状況、改正刑法との関係、改正の理由について説明を頂いた。現状については、検察庁と協議中であるが、広島地検だけでは判断できないところがあり、本省に確認する必要があるとのことで、手続き的に時間がかかっている。今回は、地検からこの内容で了承があれば、それに基づいた形で県の方で対応するという条件付きでの御提案をいただいているところである。

青少年の性被害防止対策の強化について、まずは、面会要求行為等の規制について御意見をいただきたい。

（委員）

確認だが、資料3に「うち高校生」とあるが、高校生には18歳以上もいると思うが、その内訳は分かるのか。

（事務局）

公表されている資料ではそこまでの内訳は判別できない。

(委員)

大方が18歳未満だろうということか。

(事務局)

はい。

(委員)

また、条例でいう青少年は18歳未満としているという理解でよいか。

(事務局)

はい。

(会長)

面会要求行為等の規制については、刑法の改正を踏まえて検討したということで、規制の中身については、刑法と同様の要求行為を規制する形で考えられているのだと思う。

罰則については、資料2に記載があるように、面会要求行為については、30万円以下の罰金、要求行為の規定に違反し、淫行等の目的で青少年と面会の場合は50万円以下の罰金となっている。改正刑法は、面会要求は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金になっており、面会した場合は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金と2倍になっているところだが、条例では面会の場合は50万円になっている。刑法でいけば、面会要求等の行為と実際に面会した場合の議論では、別法益であると考えていて、違反が2つ揃うことになり、単純に倍にした感じがある。条例では面会した場合を50万円以下の罰金にしているところが、刑法と違い、何を考慮しているのか、少し説明がいる。検察が言われているのもそこも含め、少し明確化することを要求されているということだろう。単純に考えると、面会要求して、面会し、淫行等に至るというプロセスだと思う。それぞれ準備があり目的があると考えるとすると、面会要求等については準備、要するに予備行為として考えて、面会についてそれがわいせつ行為に至れば吸収されるという考え方があるが、刑法は面会要求等の規制自体が独自の法益を持っているという考えをとっている。条例の方もそういう立場ですかね。

(副会長)

加害者の年齢に関しては、従来どおりということか。刑法どおりに適用するということか。資料2の青少年(18歳未満)への罰則適用の見直しに関係してくるのか。

(事務局)

関係してくる。現行の条例にはないが、今回、18歳未満には罰則を適用しないという条項を入れようと考えている。

(副会長)

これはセットということですね。

高校生でも、大人に誘われるだけでなく、同窓生に誘われる場合もある。これも危ない状況があると教員から聞いたことがある。自由恋愛と言われるが、よく事情を調べてみると強制のこともあり、こういう状況を少なくするために、罰則はないが、そちらの方にも条例で規制をかけておき、未成年者の意識が高くなるようになればいいと思う。

(会長)

そのあたりはどうか。

(事務局)

18歳未満であっても規制の対象であることには変わらない。ただ、罰則を適用するかというところで除外することを考えている。

(委員)

検察庁や法務省との協議で刑罰が大きくなることはあるのか。

(会長)

それはないと思う。本省も県の判断を尊重してくれるだろう。

(委員)

県の判断だと思うが、刑法が倍ならその方が説明しやすいなど、アドバイスとしてそういったことがあるのか。

(会長)

保護法益を明確化する必要があるのは、そこを含めた意見だとは思いますが、それに対してどう扱うかは県の判断だと思う。

検察は立件して、自分たちが事件を支えていかなければならないので、その時に説明ができればよいと考えているのだと思う。

改正刑法は、対象になっている青少年に対して、こういった関係の自己決定が成熟していない段階のところ、面会要求等が入ってくることで、判断を誤らせる危険性があることと、余計な雑音から守っていくという考えがある。自己決定を育てていく静謐な環境の部分、オリジナルな法益としてとらえている。面会に行く、行かないは抜きにして、その環境を乱す行為に対しては刑事処罰の対象を考えると、ところでオリジナルな犯罪としているのだと思う。

面会要求行為等の規制について他に御意見はないか。

(各委員)

意見なし

(会長)

では次に、性的な画像等の提供要求行為の規制についてはどうか。児童ポルノ法では規制されていないところの禁止規定を条例に設ける。罰則については30万円以下の罰金。これは、他県の例を参考として設定していると説明をいただいた。理由は資料2に書かれている。

改正刑法と児童ポルノ法との現状の中で、処罰の間隙が生じており、それに条例で対応するという事になっていると思う。

(副会長)

いいのではないかと。他県でも規定されており、今後全県になるのではないかと。東京都では、条例で規制されているが、広島県ではないということにならないように、足並みを揃えるためにも新設するのがよいと思う。

(会長)

他に御意見があるか。

(各委員)

意見なし

(会長)

では、青少年の性被害防止対策の強化については以上とさせていただきます。

続いて、青少年（18歳未満）への罰則適用の見直しについて、御意見があればいただきたい。

(委員)

青少年を保護する責任を大人に求めるとあるが、私もそう思う。子供は未成熟でいろいろと失敗もするが、やり直すチャンスを与えてほしいと思っている。このような記載があり安心した。

(副会長)

前回、私が言いたかった内容はこれである。私も安心した。

(会長)

他に御意見があるか。

この点については、立件起訴する側から、選択肢の1つを取り上げられることが心配されると思うが、その辺り検察に相談される中で意見をもらっていないか。また警察はどうか。

(事務局)

はい。実際に警察も青少年に対して、ここ何年も条例で処罰したことはない。実際には保護処分等はできる。

(副会長)

かなり悪質な場合は、医療少年院で治療、検査をしている。サイコパスのような人物の場合は、かなり時間をかけて鑑別を行い、そして警察に報告するという形をとっているようだ。このような場合で報告されたケースをあまり聞いたことがない。医療少年院での治療に重点を置いているようだ。

(会長)

他に御意見があるか。

(各委員)

意見なし

(会長)

では、青少年（18歳未満）への罰則適用の見直しについては終わらせていただく。

続いて、青少年のインターネット利用環境の整備、フィルタリングに関する規制について御意見をいただきたい。

(委員)

場面としては、契約はお店に保護者と青少年が一緒に行き、フィルタリングを利用しない場合は、利用しない理由を書いてもらい、事業者が受けとることを想定されているのか。

(事務局)

はい。

(副会長)

基本的には、資料2の青少年のインターネット利用環境の整備（フィルタリングに関する規制）の①と②はセットになると思う。

(委員)

フィルタリングを利用しない理由を書いた書面は業者に対して開示を求めることは可能か。

(事務局)

立入調査の対象としているので、実際の運用状況を確認できるようにはなっている。

(委員)

利用しない理由で何が多いのか調べられるのか。

(事務局)

理由の書き方では、先行の自治体を見ると、事前いくつか項目があり選ぶ形を取っている場合が多い。

(副会長)

保存義務とセットなので、事業者には厳しいと思うが、保存してないと指導になる。

(事務局)

実際の運用としては、全国的に他の自治体で条例化が進んでいるので、大手キャリアはほぼ、現状この取り扱いとなっている。

(副会長)

現実問題として広島でも業者はすでに自発的に行っているのではないかと。

(事務局)

ヒアリングするなかでは、そのような取り扱いになっている。

(副会長)

自発的に行っているのか、条例化するかどうか。

(委員)

広島市でも、平成20年にフィルタリングを義務付ける条例を制定しているが、理由書までは定めていないので、それはよいと思う。

どんな理由で保護者の方がフィルタリングをつけないのかについて今後の施策の展開として知りたい。

(事務局)

大手キャリアにヒアリングする限りでは、フィルタリングを使用しない理由としては、保護者が子供のインターネットの利用状況を把握し、安全に利用させるという理由を選ばれることが多いと思う。

(副会長)

小学生に持たせる保護者の話だと、GPS機能がほしい。それ以外はメールと電話くらいが必要だと思うので、そんなに拒否する人はいないのではないかと。

(委員)

インターネットに繋がらないとメールなど何もできない。でもインターネットに繋がるとどこに飛んでいくか分からない。

(委員)

私もよく分かっていなくて、フィルタリングをつけるとインターネットが使えなくなると子供に言われ、不便だと思いフィルタリングをつけなかった。このようによく分かっていない親もいる。

(副会長)

学校のタブレット等でインターネットを繋げているので、個人が携帯でインターネットを繋げる必要は、本当はないと思う。

(委員)

子供同士で通信するのが当たり前になっているので、それをやめるのは難しい。ゲーム機でも一人で遊ぶのではなく、オンラインゲームになっている。

(委員)

そうするといろいろなところと繋がり、いろいろなところで誘われる。親も勉強しないといけない。

(会長)

業者に説明してもらうのが大事である。

(委員)

勉強するもどんどん新しいものが出て追いつかない。子供の方が詳しい。

(会長)

インターネットの利用の関係でいえば、学校のタブレットも持ち帰りになっているので、家で使えるようになっている。

(委員)

私も気になっていた。子供が金曜に宿題ができないからと持って帰っている。これはいいのか。

(委員)

広島市では全ての学校ではないが、学校によっては、家庭学習として持ち帰らせている。学校ではタブレットを使用し学習をしているのに、家庭に帰って宿題だけ紙というのはちょっと。保護者から相談があった場合は、使わせる時は、保護者の方の目の届く範囲で使用させてくださいと話をしている。

(会長)

いろいろな場所でいろいろな形で利用ができるようになっているので、県の条例で一本、

柱を通しておくのが大事である。

(副会長)

啓発をしていくのにも大事だと思う。

(会長)

それでは、全体を通して御意見はあるか。

青少年の自己決定、自分の幸せに繋がるような自己決定ができるように育てる部分について、教育の積極的な部分もこれと合わせて両輪として行う必要があると思う。そういったところに対しても県でも具体的に検討していただきたいと思う。

(委員)

18歳未満の罰則適用の見直しについて、虞犯少年として扱うということになると思うが、被害に遭ってしまった時に、相手が18歳未満だった場合には逮捕されない。悪ければ、不同意性交等もあると思うが、そういう中で被害者の感情への配慮が必要だと思う。性犯罪被害の相談等もあるのも重々承知しているが、被害者の感情も考えていただきたいと思う。

(会長)

国レベルでも被害者側の感情への配慮で、被害者の意見の聴取機会や述べる機会を設けたり、いろいろな形でやっている。同時に被害者の感情に対して犯罪者に理解を深める機会を設けるようになってきている。特に青少年の場合は、教育がメインになると思うので、自分の行ったことに対する相手側への配慮、そこに対して自分自身が共感できる部分を持たせることが大切だと思う。そういった点についても、被害者側への配慮ということでしたので、よろしくお願ひしたい。

他に御意見等あるか。ほかに発言がないようなので、これで議事を終了とする。

今後の進め方について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料説明の中でも申し上げたが、現在、検察庁との協議を進めているところであり、協議結果は改めて委員の皆様にご報告させていただく。

答申については、法務省の見解を踏まえて、皆様に報告した後にまとめていきたいと思っている。

(会長)

では、本日の審議を終了とさせていただきます。

(3) 閉会

7 資料一覧

- 資料1 県知事諮問
- 資料2 広島県青少年健全育成条例改正内容骨子案について
- 資料3 青少年の性被害及びインターネットを介した被害の状況（広島県・全国）
- 資料4 全国都道府県の状況（条例による児童ポルノ等提供要求の規制）
- 資料5 全国都道府県の状況（条例に定める罰則の青少年への適用除外）
- 資料6 全国都道府県の状況（条例によるフィルタリング関係規制）
- 資料7-1 改正刑法の概要
- 資料7-2 改正刑法の適用年齢について
- 参考資料1 広島県青少年健全育成条例（関係部分抜粋）
- 参考資料2 児童ポルノ禁止法について（概要）
- 参考資料3 青少年インターネット環境整備法について（概要）